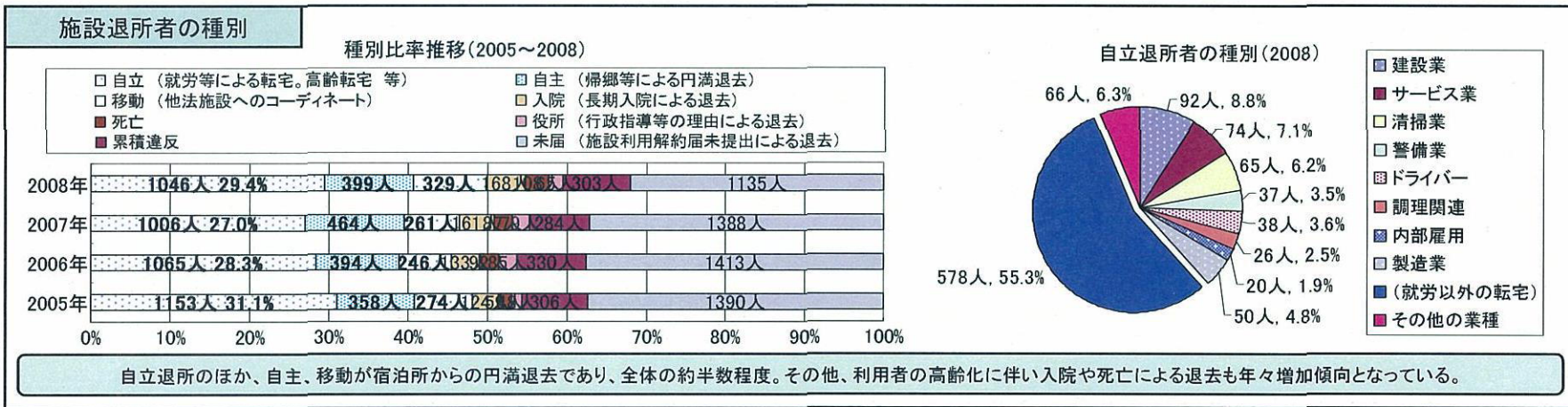
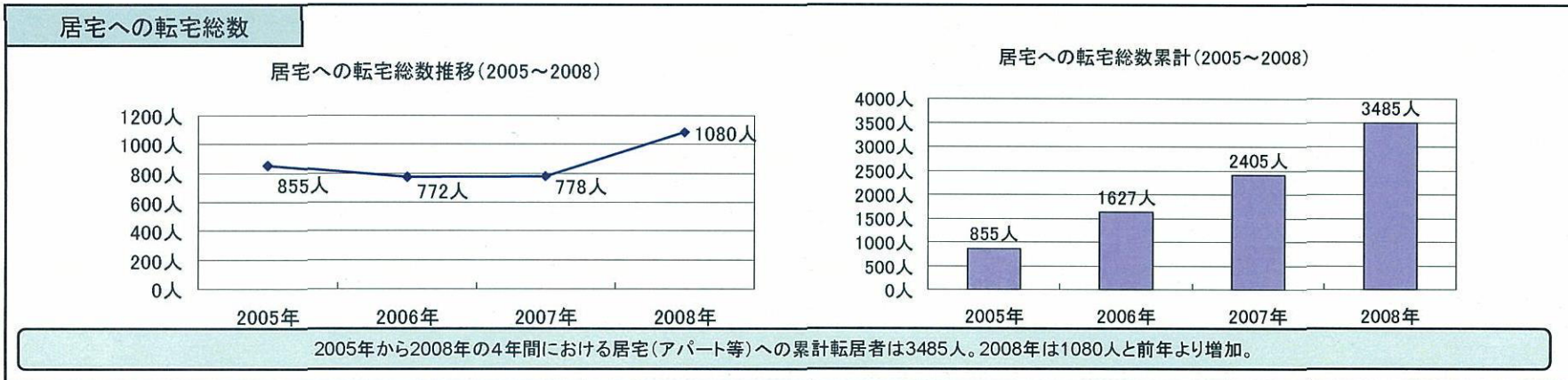


4. 宿泊所からの退所者の動向 ～中間施設としての宿泊所の役割と実績～

根拠データ：SSS利用者出口段階調査(2005年:3712人、2006年:3758人、2007年:3730人、2008年:3553人)



<要約・補足>

・無料低額宿泊所は、生計困難者が居宅等に移行するまでの中間施設として位置付けられており、利用者がどのような形で宿泊所を退去しているのかが重要な指標の一つである。当無料低額宿泊所においては、5～6割程度の利用者が円満退去(自立・自主・移動)、又はやむを得ない退去(入院・死亡・行政判断)となっている。

・無料低額宿泊所から居宅に転居する上で、福祉事務所による転宅費用の認定は必要不可欠であるが、地域によっては未だに福祉事務所からの転宅費用が認められず、利用者が施設に居住し続けざるを得ない現状がある。

・居宅への転居者の安定した自立生活をサポートするため、宿泊所利用期間中の充実した生活支援(債務処理、住民票設定等)の実施や、宿泊所退去後のアフターフォロー体制の構築が必要と考えられる。